

竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分の変更（茨城県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり変更する」

2. 人口フレーム

年次 区分		2020 年（令和 2 年） （基準年）	2030 年（令和 12 年） （基準年の 10 年後）
都市計画区域内人口		176.4 千人	169.9 千人
	市街化区域内人口	141.1 千人	140.4 千人
	保留する人口	—	※42.2 千人

※ 県南圏域の人口フレームによる。

理 由

本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、
本案のとおり市街化区域を市街化調整区域に編入するものである。